

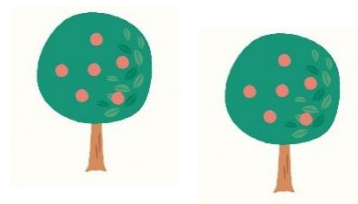
せ い か つ ほ ご

生活保護のしおり

わたし おも びょうき じじょう
私たちは、思いがけない病気やけがなど、いろいろな事情で、
じぶん ちから せいかつ ごま
自分たちの力ではどうしても生活に困ってしまいます。

せいかつ ほ ご しんせい こくみん けんり
生活保護の申請は国民の権利です。
せいかつ ほ ご ひつよう かのうせい
生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、
そうだん しないていじゅう がいこくせき かた そうだん
ためらわずご相談ください。(市内定住の外国籍の方も相談ください。)

せいかつ ほ ご せいど そうだん
生活保護制度についてわからないことや、相談のあるかたは、
まがかる ふくしか こえ
お気軽に福祉課までお声がけください。
でんわ とあ
電話によるお問い合わせもできます。



しまだしふくしじむしょ
島田市福祉事務所

しまだしやくしょ かい ふくしか せいかつふくしがかり
(島田市役所1階 福祉課 生活福祉係)

☎ 0 5 4 7 - 3 6 - 7 1 5 8



生活保護とは

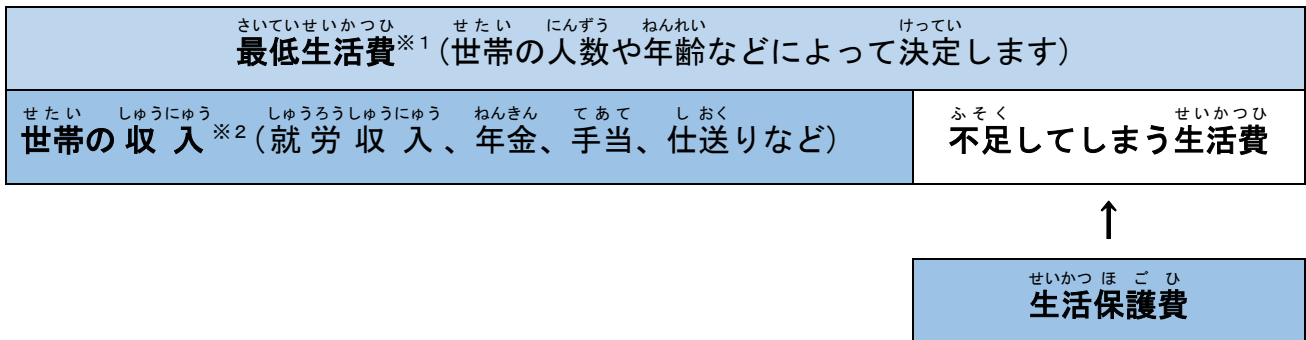


年金や給与などの収入が世帯ごとに決められる「最低生活費」を下回るかた(世帯)で、自分の資産や能力、さまざまな制度を活用しても生活を維持することができないかた(世帯)に、国が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する日本国憲法第25条や生活保護法で定められた制度です



生活保護のしくみ

生活費や居住費、医療費などで算定される最低生活費(世帯単位)と世帯の収入(給料、各種手当、養育費なども含みます)を比較して判定します。下図のように、最低生活費に対し、世帯の収入が不足する場合は、生活保護を利用し、不足部分を補います、自分で得ることができる収入が最低生活費を超える場合には、生活保護の利用はできません。



- ※1 最低生活費は、世帯員の年齢や人数、その世帯の収入額、冬季の暖房費、家賃額、給食費などから最低限必要な経費を算定します。常に一定ではありません。
- ※2 世帯の収入の認定方法(控除の取扱等)については、5ページで説明します。



生活保護の目的

生活保護は、資産や能力を活用しても生活に困るすべてのかたに、その状態に応じて必要な保護を行い、その生活を保障するとともに、自立した生活が送れるよう支援することを目的とします。

※自立とは…

日常生活自立：自分で健康・生活管理を行える

社会的自立：社会的な繋がりができ、地域社会の一員として充実した生活ができる。

経済的自立：就職などにより収入を得ることで生活ができる※生活保護利用を終了します。



せいかつ ほ ご りよう なが 生活保護利用までの流れ



①

そうだん
相談

せいかつ ほ ご りよう
生活にお困りになったら、
ふくしか こま ないよう そうだん
福祉課に困っている内容を相談してください。

せいかつ こま せいかつ ほ ご りよう おも しやくしよふくしか そうだん そうだん
生活に困って、生活保護を利用したいと思ったら、市役所福祉課に相談しましょう。相談
じ せいかつじょうきよう しさんじょうきよう しんぞく こうりゆうじょうきよう かくにん
時には、生活状況や資産状況、親族との交流状況などを確認します。

プライベートな部分もあるため、できる範囲の話で構いませんので、気軽に相談してくだ
さい。生活保護の制度について詳しく説明を聞き、生活保護利用が必要な場合には申請をし
ます。また電話での相談もできます。



②

しんせい
申請

しんせい い し
申請意思があればだれでも
せいかつ ほ ご りよう しんせい で き
生活保護を利用するための申請が出来ます。

せいかつ ほ ご りよう ほんにん い し しんせい ひつよう せいかつ ほ ご しんせい ふくし
生活保護の利用には、本人の意思で申請することが必要です。生活保護の申請は、福祉
じむしょ せいかつじょうきよう しんせい しょく せいかつ ほ ご しんせい せいの
事務所にある申請書類に記入し、提出します。また、申請に伴い、調査に必要な書類や資産
を確かめる資料なども求められます。

※明らかに窮迫した状況にあるときは、本人からの申請がなくても、福祉事務所の判断で
せいかつ ほ ご りよう かいし ほんしやくいせきせいりよく せいの ほんご しょうけん
生活保護の利用を開始することもあります。また、反社会的勢力に属する方は、保護の要件
を満たさないものと判断されます。



③

ちようさ
調査

せいかつじょうきよう しさんじょうきよう ちようさ
生活状況、資産状況などを調査し、
せいかつ ほ ご しえん ひつよう しんさ
生活保護による支援が必要かどうか審査します。

● せいかつ ほ ご しさん かんけい 生活保護と資産の関係

せいかつ ほ ご しんせい う きんこう せいめいほけんがいはい しさんちようさ おこな よちよきん せいめい
生活保護の申請を受けると、銀行や生命保険会社などに資産調査を行います。預貯金、生命
ほけん どちかおく じどうしゃ こうかく きんぞく ばいきやく かつよう かのう しさん ばあい
保険、土地家屋、自動車、高価な貴金属など売却や活用が可能な資産がある場合には、その
しさん ばいきやく さいていせいかつひ あ
資産を売却して最低生活費に充てていただくこともあります。

ただし、居住用の不動産は原則として保有が認められます。また、個別の事情によっては、
じどうしゃ せいめいほけん がくしほけん ほゆう みと こべつ じじょう
自動車やオートバイ、生命保険、学資保険の保有が認められる場合もありますので、相談し
てください。

●能力の活用

働く能力があるかたは、その能力に応じて働く必要があります。ただし、病気や障害、その他の理由で働けないかたは、その問題を優先とします。
※保護の利用開始後は、ケースワーカーや就労支援員、健康管理支援員により、各種支援を行います。

●扶養義務について

親、配偶者、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のある方から援助を受けることとできる場合は可能な範囲の援助を受けてください。(援助可能な親族がいることで、生活保護受給ができないということにはなりません)
長期にわたり連絡を取っていない場合や、家庭内暴力や虐待など特別な事情がある場合は、配慮することが可能ですので、状況をお伝えください。

●ほかの制度の活用

生活保護以外にも年金、各種手当、医療助成、社会保障制度、生活困窮者自立支援制度など、生活を支えるためのさまざまな公的制度があります。活用が可能な制度がある場合には、それ等を優先して活用していただきます。

●審査と結果通知

さまざまな調査をしたあと、生活保護の利用が必要かどうかの審査を行います。
申請した日から原則として14日以内(特別な事情で調査に時間を要する場合には最長で30日以内)に結果を通知します。



④ 利用開始(生活保護が始まったら・・・)

担当するケースワーカーが自立に向けた支援を行います。
生活上の必要に応じて、次の扶助を受けられます。

1 生活扶助

衣食、光熱水費など日常生活に必要な費用を個人の年齢や、世帯の人数などで算定します。

2 住宅扶助

家賃、地代、住宅の補修などの費用を定められた限度額内で支給します。
なお、家賃の支払いが滞る場合や、公営住宅の家賃は福祉事務所が直接納付します。

3 教育扶助
子供が義務教育を受けるための学用品、給食費などの最低限必要な経費を支給します。

4 医療扶助
医療保険適用となる、必要最低限の医療費を現物給付※します。
治療材料(コルセットや眼鏡など)や医療保険適用とならない施術なども要件にあてはまれば、支給できるものもあります。
※現物給付とは…医療行為や介護サービスにかかる費用を福祉事務所が直接医療機関や介護機関に支払い、生活保護利用者はサービス(現物)の給付を受けることをいいます。

5 介護扶助
介護認定を受けている方が介護サービスを利用する際の自己負担分も現物給付※となります。また、住宅改修や福祉用具購入等の利用希望がある場合は相談してください。

6 出産扶助
出産費用を限度額内で支給します。検診費用等、医療扶助と取り扱いが変わりますので、妊娠が分かった時点で担当ケースワーカーにお知らせください。

7 生業扶助
高等学校の費用や就職するために必要となる技能、資格習得にかかる費用を支給します。また、大学や専門学校への進学を希望する場合、さまざまな支援制度がありますので相談してください。

8 葬祭扶助
世帯員が亡くなった際に、必要な火葬費用などを限度額内で支給します。

●保護費の支給方法

- 1 毎月の保護費 原則として毎月5日(5日が土日、祝日に当たる場合は、その直前の平日)に指定の金融機関に振り込みます。
- 2 臨時の保護費 アパートの契約更新料や通学定期代などは、翌月分の保護費にあわせて支給するか、臨時的に支給します。

●生活保護を利用するかの権利

- 1 条件を満たせば、すべてのかたが平等に生活保護を利用できます。
- 2 正当な理由なく、保護費を削減されたり、生活保護が利用できなくなったりすることはありません。
- 3 受けとる保護費や物品に対して、税金がかけられたり、差し押さえされたりすることはありません。

※生活保護の変更、停止、廃止などは文書でお知らせします。
決定の内容に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から3カ月以内であれば、決定の妥当性を審査するよう県知事に対して請求することができます。

●生活保護を利用するかたの義務

生活保護を利用するかたは、生活の維持や自立した生活が送れるようになるため、次のような義務があります。

1. 生活向上に向けた努力をする

働ける方はその能力に応じて、働いて収入を得ることができるよう努めてください。病気やけがで働けないかたは病院を受診し、治療に専念してください。
※働くことが出来るか不明な場合や、病気であるか不明な場合は、検診を受けるよう指示することがあります。(検診命令)

2. 保護費を支給目的のために使う。

住宅の家賃、給食費や教材費などの学納金は、それぞれの用途のために支給しているものですので、滞納などがないようにしてください。
※家賃や給食費などを滞納した場合は、代理納付として福祉事務所が債権者に直接振込を行うことがあります。

3. 生活保護法に基づく指示・指導を守る

福祉事務所から、上記の義務や正しく生活保護を利用するために必要な指示や指導を受けたときには、これを守らなければなりません。
※適正な理由なく、指示や指導に従わない場合は保護の変更、停止、または廃止となる場合があります。

●届け出が必要なもの

生活状況に変化があったときは、保護費を調整する必要があるため、必ず報告をしてください。

世帯状況に変化があったとき(例)

- ・住所が変わるとき(転居などについては必ず事前に相談してください)
- ・家族に変化があったとき
(出生・死亡・転入転出・入退学・休学・卒業・入退院・事故・結婚など)
- ・就職や離職をしたとき
- ・健康保険の資格を取得や喪失をしたとき
- ・帰省などで家を長期間留守にするとき

- ・生命保険などの加入、解約、名義変更をしたとき
- ・家賃・地代が変更される時
- ・その他生活状況に大きな変化があったとき

収入に変化があったとき（例）

- ・毎月の給与を受け取ったとき、また、賞与収入があったとき
- ・年金などの公的手当があったとき
- ・生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき
- ・交通事故の慰謝料、補償金などがあったとき
- ・債務整理（個人の借金を整理すること）による過払金があったとき
- ・不動産など資産の売却益があったとき
- ・相続、養育費、仕送りなどの収入があったとき

※記載したものは一部の例であり、あらゆる収入の申告が必要です。

収入申告を適正に行えば、次のような控除や、収入として認定しない取り扱いが
 することがあります。

※控除→ある金額（収入）から一定の金額を差し引くことです。控除された分は手元に残
 ることとなります。

就労収入に対する控除	
① 基礎控除	就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額が控除されます。
② 未成年控除	未成年者が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます。
③ その他の必要経費	社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。
高校生のアルバイト収入	
高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代、大学・専門学校の 入学金など早期自立に充てられると認められたものは、収入として認定しない取り扱いとな ります。	

※届け出の遅れ、偽りの届け出などにより多く受け取った保護費は返還が必要となります。



ほ ぐりようしゃ かた かかわる しえんしゃ 保護利用者の方に関わる支援者

● ケースワーカー

ケースワーカーとは、生活保護を利用するかたの困っていることへの解決や自立を目指す上でどうすればよいのかを一緒に考え、手助けをする者です。生活状況の確認や、相談に応じるために定期的にお住まいを訪問します。
何か生活上の問題があれば、遠慮なく相談してください。

● 就労支援員

就労支援員は、生活保護を利用する方が就労により経済的な自立ができるよう、手助けをします。ハローワークに同行するなどの支援も行っていますので、遠慮なく相談してください。

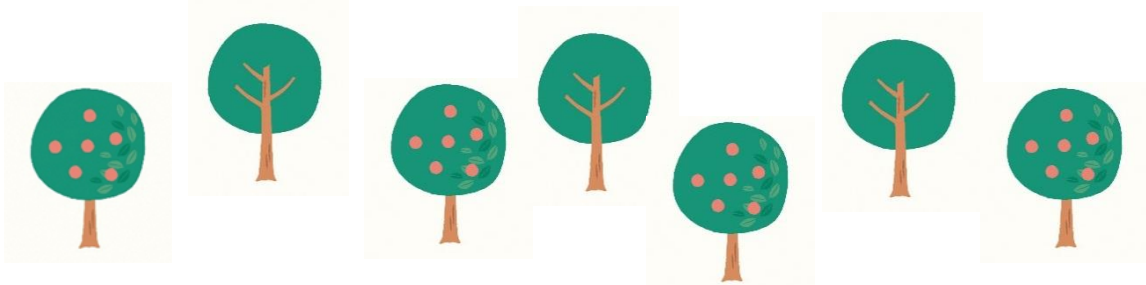
● 健康管理支援員

健康管理支援員は、生活保護を利用する方が健康を維持し、日常生活の自立を手助けします。食生活の相談や、健康診断、受診の相談などを行っておりますので、遠慮なく相談してください。

● 民生委員

各地域には生活に困っているかたの見守りや相談に乗ってくれる民生委員がいます。福祉事務所と協力関係にありますので、近くの民生委員にもぜひ相談してください。

「個人の秘密は堅く守りますので安心してください。」



しまだしふくしじむしょ しまだしやくしよ かい ふくしか せいかつふくしかかり
島田市福祉事務所（島田市役所1階 福祉課 生活福祉係）

〒427-8501 しまだしちゅうおうちよう
島田市中心1-1

☎ 0547-36-7158

FAX 0547-37-0235